# 資料編



## 1 第4次にいざ男女共同参画プラン策定の経過

月日	事項
令和4年 7月 5日	第1回男女共同参画審議会・諮問
11月 1日~30日	パブリック・コメント実施
令和5年 2月 8日	第2回男女共同参画審議会
3月 7日	第3回男女共同参画審議会
3月15日	答申
3月22日	庁議

## 2 新座市男女共同参画審議会委員名簿

【任期:令和4年9月1日~令和6年8月31日】 (敬称略・50音順)◎会長 ○副会長

氏	名	備考
伊藤	まり子	舞踊家、文化協会理事・副会長
榎本	賢治	新座市農業委員会会長・元市議会議員
栗山	淑美	会社員
佐野	美生	主婦
髙橋	英子	主婦
○髙橋	遼太	司法書士
栃原	紀子	新座市老人クラブ連合会「二三鶴」会長
◎德野	裕子	十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教授
吉田	紀生	写真家、文化協会理事・副会長

## 3 新座市男女平等意識・実態調査

市民の家庭、地域、職場など様々な場面における男女平等に関する意識と実態を把握し、 新たな男女共同参画行動計画(本計画)の基礎資料とするため、実施した。

期間	令和元年8月30日(金)~9月25日(水)
対 象	新座市に在住する20歳以上の方2,000人(無作為抽出)に調査票を郵送
回収結果	回収数 732 人(女性:368 人、男性:253 人、無回答:111 人)
調査内容	就業/家庭生活/教育/DV/社会参加/防災/男女平等

# 4 男女共同参画に関する年表

年	国際的な動き	国の動き
1975年(昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	<ul><li>○総理府に婦人問題企画推進本部設置</li><li>○婦人問題企画推進会議及び婦人問題担当室設置</li></ul>
1976年(昭和51年)	○「国連婦人の10年」スタート(~1985年)	○民法一部改正(離婚後の氏の選択が自由に) ○第1回日本婦人問題会議開催
1977年(昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○「国内行動計画前期重点目標」決定 ○国立婦人教育会館(現・国立女性教育会館)開館
1978年(昭和53年)		
1979年(昭和54年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する 条約(女子差別撤廃条約)」採択(第34回国連総会)	
1980年(昭和55年)	○「女子差別撤廃条約」署名式	○「女子差別撤廃条約」署名 ○民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ)
1981年(昭和56年)	○IL0第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(IL0総会) ○「女子差別撤廃条約」を発効	
1984年(昭和59年)		○国籍法及び戸籍法一部改正(父系優先主義から父母 両系主義に)
1985年(昭和60年)	○「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)で 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	○「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ○労働基準法一部改正(施行は1986年) ○「女子差別撤廃条約」を批准
1986年(昭和61年)		
1987年(昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年(昭和63年)		
1989年(平成元年)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先 規定の改正等)
1990年(平成2年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総 会)	
1991年(平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定 ○「育児休業等に関する法律」成立(施行は1992 年)
1992年(平成4年)		<ul><li>○初の婦人問題担当大臣設置</li></ul>
1993年(平成5年)	<ul><li>○世界人権会議(ウィーン)開催</li><li>○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)</li></ul>	○「パートタイム労働法」成立
1994年(平成6年)	○IL0第175号条約(パートタイム労働に関する条 約)採択(IL0総会) ○国際人口・開発会議(カイロ)開催	○男女共同参画推進本部設置 ○男女共同参画審議会発足 ○総理府男女共同参画室発足
1995年(平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」成立○ILO第156号条約批准
1996年(平成8年)		〇「男女共同参画2000年プラン」策定

埼玉県の動き	新座市の取組	年
		1975年(昭和50年)
○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	○公民館で女性講座開設	1976年(昭和51年)
<ul><li>○企画財政部に婦人問題企画室長設置</li><li>○婦人問題庁内連絡会議設置</li><li>○埼玉県婦人問題会議発足</li></ul>		1977年(昭和52年)
○第1回埼玉県婦人問題協議会開催		1978年(昭和53年)
○県民部に婦人問題企画室長設置	○社会教育課で女性の地位向上のための講演会開催	1979年(昭和54年)
<ul><li>○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定</li><li>○県民部に婦人対策課設置</li><li>○婦人関係行政推進会議設置</li></ul>		1980年(昭和55年)
		1981年(昭和56年)
<ul><li>○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」</li><li>策定</li></ul>		1984年(昭和59年)
○「国連婦人の10年」最終年世界会議NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加		1985年(昭和60年)
○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	○新座市における青年・婦人意識調査実施	1986年(昭和61年)
		1987年(昭和62年)
	<ul><li>○婦人問題を所管する専管組織設置</li><li>○女性問題に係る連絡調整会議設置</li></ul>	1988年(昭和63年)
		1989年(平成元年)
<ul><li>○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定</li><li>○埼玉県県民活動総合センター開館</li></ul>		1990年(平成2年)
○婦人行政課を女性政策課に名称変更	○男女平等意識啓発パンフレット作成 ○女性学習グループ合同研修会開催	1991年(平成3年)
	<ul><li>○埼玉県女性行政モデル市町村推進事業の指定</li><li>○女性に関する意識調査実施</li><li>○女性行政推進会議(現・男女共同参画行政推進会議)設置</li><li>○「新座市職員の育児休業等に関する条例」制定</li></ul>	1992年(平成4年)
	○企画課に女性総務係設置 ○市議会にて「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」の早期批准を求める意見書可決 ○女性行動プラン懇話会設置	1993年(平成5年)
	○「にいざ男女平等行動プラン」策定	1994年(平成6年)
○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	<ul><li>○新座それいゆフォーラム設置</li><li>○新座市男女平等情報紙(現・男女共同参画情報紙)</li><li>ForYou創刊</li></ul>	1995年(平成7年)
○「世界女性みらい会議」開催	○新座市職員旧姓使用取扱要領策定 ○「新座それいゆアクション・プログラム」の発行	1996年(平成8年)

年	国際的な動き	国の動き
	Elians can c	○労働法一部改正(女子保護規定の廃止等、施行は
		1999年)
1997年(平成9年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについ て事業主配慮義務を規定、施行は一部を除き1999
		(年) (中来土的思教例を規定、他们は一部を除されます。 (年)
1998年(平成10年)		
	***************************************	
1999年(平成11年)		〇「男女共同参画社会基本法」成立
2000年(平成12年)	○国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)開 催	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストー
2000年(平成12年)	[발  「政治宣言」、「成果文書」採択	力一規制法)」成立
	2/11_11 / /2/12/13 / ///	○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
2001年(平成13年)		る法律(DV防止法)」成立
2001年(十成13年)		○内閣府に「男女共同参画局」設置
		〇男女共同参画会議設置 
2002年(平成14年)		
2002年(平成14年)		
2003年(平成15年)		
2004年(平成16年)		○「DV防止法」一部改正
	○第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+	〇「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2005年(平成17年)	10」開催	〇「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
		○少子化・男女共同参画担当大臣設置
		別の禁止、間接差別の禁止等、施行は2007年)
2006年(平成18年)		
		○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
2007年(平成19年)		憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
2007年(十成19年)		策定 マスト・トン・マストエ
		○「DV防止法」一部改正
2000年(亚世20年)		
2008年(平成20年)		
		  ○「DV相談ナビ」運用開始
2009年(平成21年)		○「育児・介護休業法」一部改正(施行は2010年、
2007 <del>-</del> ( T <i>I</i> XL 1 <del>-1-</del> )		一部の規定は2015年施行)
***************************************	   ○第54回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+	 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
	0554回国建城人(()地位安良云阁原城云磯「北京下  15] 開催	
2010年(平成22年)		改定
		〇「第3次男女共同参画基本計画」策定
		○「パープルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」の
2011年(平成23年)		開設
2011 ( 1 PACO + )		
	○ 毎 「 / □ □ □ 〒 村日	O 「ᅩᄴᄭᄯᄜᄱᄽᅜᅡᅡᅡᄀᄱᄬᅜᄲᄱᄼᄯᄓᇎᆞᄷᄼ
	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害における ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採	○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定
2012年(亚十24年)	フェンター 十分と文任のエンハラー グンド] //・・・・ // / / / / / / / / / / / / / /	
2012年(平成24年)		

埼玉県の動き	新座市の取組	年
	○「高校生の男女平等意識調査報告書」作成	
		1997年(平成9年)
○女性センター(仮称)基本構想策定	○第2次新座それいゆフォーラムから「男女平等推進機構=ジェンダーステーション(仮称)のあり方」に ついて提言	1998年(平成10年)
○女性センター(仮称)基本計画策定	○「新座市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 に関する規程」制定	1999年(平成11年)
<ul><li>○「埼玉県男女共同参画推進条例」施行</li><li>○男女共同参画に関する苦情処理機関設置</li></ul>	<ul><li>○「新座市男女平等意識・実態調査報告書」発行</li><li>○「新座市男女共同参画推進条例」施行</li><li>○女性困りごと相談室開設</li></ul>	2000年(平成12年)
	○「第2次にいざ男女平等行動プラン」策定 ○男女共同参画都市を宣言国(内閣府)との共催によ り男女共同参画都市宣言記念事業実施	2001年(平成13年)
○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさい たま)開設	○男女共同参画推進プラザ(にいざほっとぷらざ内) 開館	2002年(平成14年)
	  ○申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見  直し実施	2003年(平成15年)
		2004年(平成16年)
	○「新座市男女平等意識・実態調査報告書」発行 ○「ドメスティック・バイオレンス(DV)を理解するために〜職員による二次的被害の予防と心得」発行 ○「職員の子育て応援ハンドブック」発行	2005年(平成17年)
○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○「にいざ男女共同参画プラン(平成18年度~22年度)」策定 ○「新座市職員の育児休業等に関する条例」一部改正	2006年(平成18年)
	○事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」実施 ○県の「地域子育で応援タウン」に認定	2007年(平成19年)
○女性キャリアセンター開設	○初の女性市議会議長選出 ○「新座市職員の育児休業等に関する条例」一部改正 ○「職員の子育て応援ハンドブック」改訂	2008年(平成20年)
<ul><li>○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第2次)」策定</li></ul>	○事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」実施 ○「ドメスティック・バイオレンス(DV)を理解するために〜職員による二次的被害の予防と心得」発行	2009年(平成21年)
	<ul><li>○「新座市男女平等意識・実態調査報告書」発行</li><li>○「新座市職員の育児休業等に関する条例」一部改正</li><li>○「職員の子育て応援ハンドブック」改訂</li></ul>	2010年(平成22年)
	○事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」実施 ○「第2次にいざ男女共同参画プラン(平成23年度~27年度)」策定	2011年(平成23年)
<ul><li>○「埼玉県男女共同参画推進計画」策定</li><li>○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第3次)」策定</li><li>○男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加</li><li>○産業労働部ウーマノミクス課設置</li></ul>	○「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(平成24年度〜28年度)」策定	2012年(平成24年)

年	国際的な動き	国の動き
2013年(平成25年)		○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・ 「DV防止法」改正(施行は2014年) ・ 「ストーカー規制法」改正 ・ 「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に 「女性の活躍推進」が位置付けられる
2014年(平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害における ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採 択	○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催
2015年(平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	<ul><li>○「女性活躍加速のための重点2015」策定</li><li>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行</li><li>○「第4次男女共同参画基本計画」策定</li></ul>
2016年(平成28年)		○「育児・介護休業法」改正 ○「女性活躍促進のための重点方針 2016」策定 ○「ストーカー規制法」改正
2017年(平成29年)		○「女性活躍促進のための重点方針 2017」策定 ○「育児・介護休業法」改正
2018年(平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ○「女性活躍促進のための重点方針 2018」策定 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立・施行(2019年から順次施行)
2019年(平成31年) (令和元年)		○「女性活躍促進のための重点方針 2019」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律」改正 ○「育児・介護休業法」改正 ○「働き方改革関連法」改正
2020年(令和2年)	○第64回国連女性の地位委員会(CSW)「北京+25」会議	○「女性活躍促進のための重点方針 2020」策定 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021年(令和3年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ○「ストーカー規制法」改正 ○「育児・介護休業法」改正
2022年(令和4年)		<ul><li>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正</li><li>○「育児・介護休業法」改正</li><li>○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立</li></ul>

埼玉県の動き	新座市の取組	年
	○事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」実施	2013年(平成25年)
	<ul><li>○事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」実施</li><li>○「新座市男女平等意識・実態調査」実施</li></ul>	2014年(平成26年)
		2015年(平成27年)
		2016年(平成28年)
<ul><li>○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定</li><li>○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第4次)」策定</li></ul>		2017年(平成29年)
		2018年(平成30年)
	〇「新座市男女平等意識・実態調査」実施	2019年(平成31年) (令和元年)
	○男女共同参画推進プラザ(にいざほっとぷらざ内) 閉館	2020年(令和2年)
○産業労働部ウーマノミクス課を廃止し、人材活躍支援課、多様な働き方推進課に再編 ○女性キャリアセンターを人材活躍支援課に組織変更	○女性困りごと相談室閉室	2021年(令和3年)
○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」公 布・施行	○福祉相談室開設	2022年(令和4年)

## 5 関係法令等

## ◆新座市男女共同参画推進条例

平成12年6月15日 条例第37号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条-第16条)

第3章 男女共同参画審議会(第17条—第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

すべて人は平等な存在であり、男性と女性は、対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

私たちのまち新座においては、にいざ男女平等行動プランを策定する一方、市民自らがその行動指針として新座それいゆアクションプログラムを作成するなど、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

しかしながら、現状では、統計や意識調査などが示すように、高い割合を占める核家族世帯の中で出産や子育てを機に就労を中断する女性が多く、性別による固定的な役割分担などに基づく社会の制度や慣行が今なお根強く存在している。

少子・高齢化、情報化、国際化等が急速に進展する 社会において、私たちのまち新座が豊かで活力ある都 市としてさらに発展を続けるためには、男女が、従来 の性別による固定的な役割分担などの概念にとらわれ ることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思 と責任によりあらゆる分野の活動に共に参画すること が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の形成を推進 し、男性も女性も平等にいきいきと暮らすことができ る元気の出るまち新座を築くため、この条例を制定す る。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内にお

いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 性と生殖に関する健康と権利 身体に妊娠、出産等の固有の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産等の意思決定に権利を持つことをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、 地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の 個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接 的であるか間接的であるかを問わす性別による差別 的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を 発揮する機会が確保されることその他の男女の人権 が尊重されることを旨として、行われなければなら ない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、 相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介 護その他の家庭生活における活動及び社会生活にお ける活動に対等に参画することができるようにする ことを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に 関する健康と権利が尊重されることを旨として、行 われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と 密接な関係を有していることを考慮して行われなけ ればならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に 関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を 有する。
- 2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、 男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の 地方公共団体、事業者並びに市民と連携して取り組 むものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積 極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参 画の推進に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、 セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的 行為は、配偶者等に対しても、これを行ってはなら ない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別 による固定的な役割分担又はセクシュアル・ハラス メント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の 性的な表現を行わないよう努めなければならない。

> 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施 第

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の 推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」とい う。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民 の意見を聴くとともに、新座市男女共同参画審議会 に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する事業者及び市民の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第11条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画 の推進に関する活動を支援するため、情報の提供そ の他の必要な措置を講じるものとする。 (積極的格差是正措置)

- 第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講じられるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命 する場合にあっては、積極的格差是正措置を講じる ことにより、できる限り男女の均衡を図るものとす る。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等 について総合的かつ計画的に取り組むための組織の 構築及び充実に努めるものとする。

(相談窓口)

- 第14条 市は、市民が性別による差別的取扱いその 他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人 権を侵害された場合の相談を受けるために窓口を置 くものとする。
- 2 市は、前項の相談を受けた場合においては、他の 関係機関等と連携をとり、必要な支援を行うよう努 めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を 効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析 を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女 共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかに する年次報告書を作成し、これを公表するものとす る。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、新座市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に 関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要 事項を審議する。
- 2 審議会は、その議決により、男女共同参画の推進 に関する重要事項について調査研究し、その成果に 基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することが できる。

(組織)

- 第19条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する 者のうちから市長が委嘱する。この場合において、 市長は、委員の一部を公募により選出するよう努め るものとする。

(任期)

- 第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第21条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第22条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第23条 審議会の庶務は、総務部において処理する。 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第35号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年12月18日国際連合総会採択 1981年9月3日発効)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並 びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認して いることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、 社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有につい て男女に平等の権利を確保する義務を負っていること に留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した 男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利

の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず 女子に対する差別が依然として広範に存在しているこ とを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の 尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と 平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化 的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及 び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女 子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に 開発することを一層困難にするものであることを想起 1.

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、 雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするもの を享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立 が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、 アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差 別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占 領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全 な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、 あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大 限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な 法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、 かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律そ の他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立 法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を 撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての

適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規 定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、 経済的及び文化的分野において、女子に対して男子と の平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び 享有することを保障することを目的として、女子の完 全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当 な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を とる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習 その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女 の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売 春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置 (立法を含む。)をとる。

## 第2部

## 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並び に政府のすべての段階において公職に就き及びす べての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府 機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と 平等の権利を与える。

## 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における 男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、 この目的の達成を助長する男女共学その他の種類 の教育を奨励することにより、また、特に、教材 用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方 法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に 退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育 的情報(家族計画に関する情報及び助言を含 む。)を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、 特に次の権利を確保することを目的として、雇用の 分野における女子に対する差別を撤廃するためのす べての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の 権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障 並びに労働に係るすべての給付及び条件について の権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職 業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻を しているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を 課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、 従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪 失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学 上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するもの とし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適 用を拡大する。

## 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス (家族計画に関連するものを含む。)を享受する機 会を確保することを目的として、保健の分野におけ る女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当 な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、 妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス (必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授 乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用 についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面 における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び 家族の経済的生存のために果たしている重要な役割 (貨幣化されていない経済の部門における労働を含 む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対す

- るこの条約の適用を確保するためのすべての適当な 措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が 農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる 利益を受けることを確保することを目的として、農 村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適 当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対 して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施 に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類 (正規であるかないかを問わない。)の訓練及び 教育(実用的な識字に関するものを含む。)並び に、特に、すべての地域サービス及び普及サービ スからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を 通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組 織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技 術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並び に入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び 水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受 する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的 効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文 書(種類のいかんを問わない。)を無効とすること に同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択 の自由に関する法律において男女に同一の権利を与 える。

## 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項 について女子に対する差別を撤廃するためのすべて の適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を 基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意 のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに 類する制度が存在する場合にはその制度に係る同 一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の 利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

#### 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名 簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、 自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により 国際連合本部に招集される締約国の会合において行 う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数 とする。この会合においては、出席し、かつ投票す る締約国の代表によって投じられた票の最多数で、 かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員 会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これら

- の9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の 委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての 職務を遂行することができなくなった場合には、そ の空席を補充するため、委員会の承認を条件として 自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の 重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承 認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める 任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益 を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のために とった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこ れらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、 委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出 することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が 要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に 影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。 第19条
- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告 を検討するために原則として毎年2週間を超えない 期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は 委員会が決定する他の適当な場所において開催する。 第21条
- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用と して、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規 定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影 響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は 国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書 は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放 しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄 託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際 連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効 力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託 された後に批准し又は加入する国については、その 批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日 に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われ た留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付す る。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際 連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留 保を撤回することができる。

### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## ◆男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上 で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か ち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分 に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、 緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理 念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関 する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法 律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の 対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決 定に共同して参画する機会が確保されることを旨と して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について 家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当 該活動以外の活動を行うことができるようにするこ とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に 行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同 参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以 下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を 有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じ た施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ ればならない。

(法制上の措置等)

- 第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上 の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会 の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての報告を提出しな ければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社 会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした 文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
  - 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定め なければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に ついて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案 して、当該都道府県の区域における男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての基本的な計 画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男 女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に ついての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなければなら ない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会 の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形 成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情 の処理のために必要な措置及び性別による差別的取 扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要 因によって人権が侵害された場合における被害者の 救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会 議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項 に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって 組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の 総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方 の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分 の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年と する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要 があると認めるときは、前項に規定する者以外の者 に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及 び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、 政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第 1項の規定により任命された男女共同参画審議会の 委員である者は、この法律の施行の日に、第23条 第1項の規定により、審議会の委員として任命され たものとみなす。この場合において、その任命され たものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定 にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条 第2項の規定により任命された男女共同参画審議会 の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第 1項の規定により定められた男女共同参画審議会の 会長である者又は同条第3項の規定により指名され た委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日 に、第24条第1項の規定により審議会の会長とし て定められ、又は同条第3項の規定により審議会の 会長の職務を代理する委員として指名されたものと みなす。
- 〇中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第 160号)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律 (以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法 令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、 認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行 為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関 係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の 相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、 許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その 他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の 国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をし なければならないとされている事項で、改革関係法 等の施行の日前にその手続がされていないものにつ いては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革 関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行 後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して 報告、届出、提出その他の手続をしなければならな いとされた事項についてその手続がされていないも のとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定 を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301 条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定め るもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経 過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で 定める。

> 附 則 (平成11年12月22日法律第 160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 1 第995(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項及び第1344条の規定 公布の日

## ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条―第5条)

第3章 被害者の保護(第6条―第9条の2)

第4章 保護命令(第10条-第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被 害者を保護するための施策を講ずることが必要である。 このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律 を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの 暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)
- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を 防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。

- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)
- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町 村基本計画の指針となるべきものを定めるものとす る。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「都道府県基本計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針 に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該 市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者

- の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「市町村基本計画」という。) を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要 な助言その他の援助を行うよう努めなければならな い。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相 談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよ うにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応 ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関 を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的 又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこ
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の 利用等について、情報の提供、助言、関係機関と の連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援 助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他 の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の 団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の 保護を行うことができる。 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護について の説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が 行われていると認めるときは、警察法(昭和29年 法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法 律第136号)その他の法令の定めるところにより、 暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴 力による被害の発生を防止するために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につい ては、方面本部長。第15条第3項において同 じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けて いる者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防 止するための援助を受けたい旨の申出があり、その 申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力 を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定め るところにより、当該被害を自ら防止するための措 置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生 を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に 定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事 務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第 144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164 号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の 自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努め なければならない。 (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、 福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他 の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、 その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図り ながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

- 第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対 し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下こ の章において同じ。)を受けた者に限る。以下この 章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する 暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対す る暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその 婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12条第1項第2号において同じ。)により、配偶 者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合 にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配 偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害 者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。同号において同じ。)により、 その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3 号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。 ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての 時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共 にする場合に限る。
- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、 命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令 の効力が生じた日から起算して6月を経過する日ま での間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの 行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から 午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する こと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪 の情を催させるような物を送付し、又はその知り 得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくは その知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を 害する文書、図画その他の物を送付し、若しくは その知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がそ の成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12条第1項第3号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を 連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその 他の事情があることから被害者がその同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため必要があると認めるときは、第 1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発 した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又 は身体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号 の規定による命令の効力が生じた日から起算して6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶 者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下こ の項において同じ。)、就学する学校その他の場所 において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の 住居、就学する学校その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと する。ただし、当該子が15歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被 害者の親族その他被害者と社会生活において密接な 関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶 者と同居している者を除く。以下この項及び次項並 びに第12条第1項第4号において「親族等」とい う。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言 動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認 めるときは、第1項第1号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日 から起算して6月を経過する日までの間、当該親族 等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この項において同じ。)その他の 場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は

当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する 場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる ものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各 号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることが できる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びそ の事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警 察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置 の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、 申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事 項についての申立人の供述を記載した書面で公証人 法(明治41年法律第53号)第58条/2第1項の 認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲 げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配 偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に 対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求め た際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を 記載した書面の提出を求めるものとする。この場合 において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当 該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとす る。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の 配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長 又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは 保護を求められた職員に対し、同項の規定により書 面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めるこ とができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相 手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日におけ る言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者 暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援 助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書 に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニま でに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官 は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、 当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援 センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴 力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、 申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは 保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援セ ンター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対して は、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消 しの原因となることが明らかな事情があることにつ き疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立て により、即時抗告についての裁判が効力を生ずるま での間、保護命令の効力の停止を命ずることができ る。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所 も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定に よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同条

- 第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し 立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第2項から第4 項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければなら ない
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並 びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につい て準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定により当 該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項 の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の 申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理 となった身体に対する暴力又は生命等に対るる命令 と同一の事実を理由とする同号の規定による命令 再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と 共に生活の本拠としている住居から転居しよい事 もの当該発せられた命令の効力が生ずる日からい より当該発せられた命令の効力が生ずる日から して2月を経過する日までに当該住居からの転見を 完了することができないことその他のあるとまない よる命令を再度発する必要があると認めるとする。 ただし、当該命令を発することにより当該配偶者 生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、 該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定 の適用については、同条第1項各号列記以外の部分 中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号 及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文 の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」 とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに 第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同

項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは 「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18 条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、 裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に 関する事項の証明書の交付を請求することができる。 ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関 し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の 指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達が あるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反し ない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の 規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に 関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で 定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする.

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び 啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更 生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復 させるための方法等に関する調査研究の推進並びに 被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努 めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民 間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるもの とする。 (都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務 を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲 げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ ならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府 県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、 同項第1号及び第2号に掲げるものについては、そ の10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる 費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの 規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係にお ける共同生活に類する共同生活を営んでいないもの を除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該 関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい 当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあり ては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体 に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者 について準用する。この場合において、これらの規 定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替 えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある力をの暴力をでいる。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する 関係にあるに規定 は同条にあまれ する関係にある 相手であった者
第10条第 1項から第 4項まで、	配偶者	第28条の2に 規定する関係に ある相手

第2号条1 1項第1項 条第2号 条第号 号第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び第1 4 び 4 び 4 び 4 び 4 び 4 び 4 び 4 び 4 び 4		
第10条第	離婚をし、又は	第28条の2に
1項	その婚姻が取り 消された場合	規定する関係を 解消した場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

## (経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

- 第3条 この法律の規定については、この法律の施 行後3年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必 要な措置が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成16年6月2日法律第64号) (施行期日)
- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。) 第10条の規定による命令の申立てに係る同条の 規定による命令に関する事件については、なお従 前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後 3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。

附 則(平成19年7月11日法律第113号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過 した日から施行する。

附則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 1 略
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10 条まで、第12条及び第15条から第18条ま での規定 平成26年10月1日

附則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄(施行期日)

- 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の 施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び

- 第2項の通報の対象となる同条第1項に規定す配 偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第 1項から第4項までの規定による命令の申立てを することができる同条第1項に規定する被害者の 範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行 後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定す る配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会にお ける更生のための指導及び支援の在り方について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。

附 則(令和4年5月25日法律第52号)抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の 規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(令和4年6月17日法律第68号)抄(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 1 第509条の規定 公布の日

## ◆性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成15年7月16日 法律第111号

(趣旨)

- 第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上 の性別の取扱いの特例について定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、 心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」と いう。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自 己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようと する意思を有する者であって、そのことについてそ の診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有 する2人以上の医師の一般に認められている医学的 知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。 (性別の取扱いの変更の審判)
- 第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の 各号のいずれにも該当するものについて、その者の 請求により、性別の取扱いの変更の審判をすること ができる。
- (1) 20歳以上であること。
- (2) 現に婚姻をしていないこと。
- (3) 現に未成年の子がいないこと。
- (4) 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に 欠く状態にあること。
- (5) その身体について他の性別に係る身体の性器に 係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に 係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果そ の他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師 の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法 令上の取扱い)

- 第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。
- 2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係 及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検

討が加えられ、必要があると認めるときは、その結 果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置)

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年 法律第34号)附則第12条第1項第4号及び他の 法令の規定で同号を引用するものに規定する女子に は、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性 別の取扱いの変更の審判前において女子であったも のを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受 けた者で第4条第1項の規定により女子に変わった ものとみなされるものを含まないものとする。

附 則 (平成20年6月18日法律第70号) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

(検討)

3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

附 則 (平成23年5月25日法律第53号) この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行 する

附 則(平成30年6月20日法律第59号)抄 (施行期日)

第1条 この法律は、平成34年4月1日から施行する。ただし、附則第26条の規定は、公布の日から施行する。

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する 法律の一部改正に伴う経過措置)

第17条 施行日前にされた性同一性障害者の性別の 取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、 附則第15条の規定による改正後の性同一性障害者 の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第26条 この附則に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)

第3節 特定事業主行動計画(第19条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条―第29条)

第5章 雑則(第30条-第33条)

第6章 罰則(第34条--第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業 生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能 力を十分に発揮して職業生活において活躍すること (以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画 社会基本法 (平成11年法律第78号)の基本理 念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進 について、その基本原則を定め、並びに国、地方公 共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、 基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業 生活における活躍を推進するための支援措置等につ いて定めることにより、女性の職業生活における活 躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が 尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の 需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応で きる豊かで活力ある社会を実現することを目的とす る。

(基本原則)

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑か

- つ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の 意思が尊重されるべきものであることに留意されな ければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活 に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職 業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 その他の女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は 地方公共団体が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活に おける活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなけ ればならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる 事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの を定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事 業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行 動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚 生労働省令で定めるところにより、採用した労働 者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年 数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労 働者に占める女性労働者の割合その他のその事業 における女性の職業生活における活躍に関する状 況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進 するために改善すべき事情について分析した上で、 その結果を勘案して、これを定めなければならな い。この場合において、前項第2号の目標につい ては、採用する労働者に占める女性労働者の割合、 男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時 間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者 の割合その他の数値を用いて定量的に定めなけれ ばからかい.
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基 づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況 が優良なものであることその他の厚生労働省令で 定める基準に適合するものである旨の認定を行う ことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の 提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取 引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省

- 令で定めるもの(次項及び第14条第1項において 「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品 等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付し てはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各 号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を 取り消すことができる。
  - (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申 請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 当該事業主について、女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定 した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、 当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成 したこと、雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律 第113号) 第13条の2に規定する業務を担当 する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法 律第76号) 第29条に規定する業務を担当する 者を選任していること、当該女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に 優良なものであることその他の厚生労働省令で定 める基準に適合するものである旨の認定を行うこ とができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めると ころにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公 表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働 大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準 用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次 の各号のいずれかに該当するときは、第12条の 認定を取り消すことができる。
  - (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消 すとき。
  - (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
  - (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又 は虚偽の公表をしたとき。
  - (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの 法律に基づく命令に違反したとき。
  - (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたと き。

(委託募集の特例等)

- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするものに厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する相談及び援助を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規 定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同 項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に 従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他 の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定め るものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定に よる届出があった場合について、同法第5条の3第 1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条 第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条 の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第 2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出 をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40条の規定は同項の規定による届出をして労働者 の募集に従事する者に対する報酬の供与について、 同法50条第3項及び第4項の規定はこの項におい て準用する同条第2項に規定する職権を行う場合に ついて、それぞれ準用する。この場合において、同 法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする 者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律第16条第4項の規定による届出を して労働者の募集に従事しようとする者」と、同法 第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止 を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替え るものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出を

- して労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2項の相談及び援助の実施状況について報告を求める ことができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させる ための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主 行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければ ならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組 を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められ た目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働 者に対する職業生活に関する機会の提供に関する 実績
  - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働 省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は 営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事 業における女性の職業生活における活躍に関する第 1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を 定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)

- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との 両立に資する勤務環境の整備に関する実績 第4章 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進 するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものと する。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を 営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の 関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の 情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務 の一部を、その事務を適切に実施することができる ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委 託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな い。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものと する。

(国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫 その他の特別の法律によって設立された法人であって 政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に 関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業 主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活にお ける活躍に関する状況又は女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業 主(次項において「認定一般事業主等」という。)の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するもの とする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活に おける活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、 かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行 うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に資するよう、国内外における女性の職 業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報 の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により地方公共団体が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施される法うにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の 区域内において第22条第3項の規定による事務の委 託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議 会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認める ときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加える ことができる。
  - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
  - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、

内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな ければならない。

(秘密保持義務)

- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (協議会の定める事項)
- 第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは 第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の 公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又 は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公 表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事 業主である第8条第7項に規定する一般事業主に 対し、前条の規定による勧告をした場合において、 当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、 その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第 15条、第16条、第30条及び前条に規定する 厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めると ころにより、その一部を都道府県労働局長に委任 することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の 実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第34条 第16条第5項において準用する職業安定 法第41条第2項の規定による業務の停止の命令 に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏 らした者
  - (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月 以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
  - (2) 第16条第5項において準用する職業安定法 第37条第2項の規定による指示に従わなか った者
  - (3) 第16条第5項において準用する職業安定法 第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第10条第2項(第14条第2項において準 用する場合を含む。)の規定に違反した者
  - (2) 第16条第5項において準用する職業安定法

第50条第1項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者

- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法 第50条第2項の規定による立入り若しくは検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に 対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした 者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法 第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らし た者
- 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、そ の効力を失う。
- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従 事していた者の当該事務に関して知り得た秘密につ いては、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含 む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定す る日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用 については、この法律は、第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第3条 前条第2項から第4項までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政 令で定める。

(検討)

- 第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、平成29年4月1日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条 を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
  - (2)及び(3) 略
  - (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、

第58条第1項、第60条の2第4項、第76条 第2項及び第79条の2並びに附則第11条の 2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規 定(「100分の50を」を「100分の80 を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並び に第7条中育児・介護休業法第53条第5項及 び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則 第5条から第8条まで及び第10条の規定、附 則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28 年法律第182号) 第10条第10項第5号の 改正規定、附則第14条第2項及び第17条の 規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除 く。) の規定、附則第19条中高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律(昭和46年法律第 68号)第38条第3項の改正規定(「第4条 第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限 る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善 等に関する法律(昭和51年法律第33号)第 30条第1項の表第4条第8項の項、第32条 の11から第32条の15まで、第32条の 16第1項及び第51条の項及び第48条の3 及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則 第21条、第22条、第26条から第28条ま で及び第32条の規定並びに附則第33条(次 号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年 1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定 める。

附 則(令和元年6月5日法律第24号)抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに 労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等 に関する法律第4条の改正規定並びに次条 及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3 年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)
- 第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第6条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め る。

(検討)

- 第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32 条の11第1項の改正規定並びに附則第28 条の規定 公布の日
  - (2) 略
  - (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項 及び第58条第1項の改正規定、第2条の規 定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定 法の目次の改正規定(「第48条」を「第 47条の3」に改める部分に限る。)、同法第 5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中 第48条の前に1条を加える改正規定を除 く。) 並びに第3条の規定(職業能力開発促 進法第10条の3第1号の改正規定、同条に 1項を加える改正規定、同法第15条の2第 1項の改正規定及び同法第18条に1項を加 える改正規定を除く。) 並びに次条並びに附 則第5条、第6条及び第10条の規定、附則 第11条中国家公務員退職手当法第10条第 10項の改正規定、附則第14条中青少年の 雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律 第98号) 第4条第2項及び第18条の改正 規定並びに同法第33条の改正規定(「、第 11条中「公共職業安定所」とあるのは「地 方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは 「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の 5第1項」とあるのは「船員職業安定法第 15条第1項」と」を削る部分を除く。)並 びに附則第15条から第22条まで、第24 条、第25条及び第27条の規定令和4年 10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。

## ◆埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日 埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や それに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男 女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢 化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化 が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明ら かにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策に ついて必要な事項を定めることにより、男女共同参 画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力 ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性

的な言動により相手方の生活環境を害することを いう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか 間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを 受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されること、女性に対する暴力が根絶され ることその他の男女の人権が尊重されることを旨と して、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による 固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は 慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対し て影響を及ぼすことのないよう配慮されなければな らない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、 行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖 に関する健康と権利が尊重されることを旨として、 行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行 われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、 事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、 調整し、及び推進するために必要な体制を整備する とともに、財政上の措置等を講ずるように努めるも のとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。 (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積 極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策に協力するように努めなけれ ばならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等に おいて、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。 (県の施策)
- 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画 を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとす る。
- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に 参画する機会の格差が生じている場合、事業者及 び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられ るように努めること。
- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する 場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取 組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこ
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する 活動に資するため、情報の提供その他の必要な措 置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第 3項において「審議会」という。)は、男女共同参 画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた 施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共 同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を 設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参 画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」 という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推 進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県 民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければ ならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかに これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用 する。

(苦情の処理)

- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと 認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に 関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及 ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又 は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権 を侵害された場合には、前項の機関に申し出ること ができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を 侵害された旨の申出があった場合において、必要に 応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の 提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、 当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。 (年次報告)
- 第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況 及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を 明らかにする報告書を作成し、及び公表するものと する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附即

この条例は、平成12年4月1日から施行する。 ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施 行する。

## 6 用語解説

## あ行

## 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律【育児・介護休業 法】

育児、家族の介護を行う労働者の仕事と家庭生活との両立が図られるよう支援することを目指し、従来の育児休業法を一部改正し、平成7年(1995年)に成立。平成21年(2009年)の一部改正では、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間を延長する「パパ・ママ育休プラス」の導入、介護のための短期の休暇制度の創設を行うなど、仕事と育児・介護を両立することができるよう支援体制が拡充された。

## エンパワーメント (Empowerment)

「力(パワー)をつけること」の意。自らの意識 と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的 に力を持ち、自分の置かれた不利な状況を変えてい く力を持つことをいう。

## エス・ディー・ジーズ (SDGs)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

## か行

## 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇 の均等に関する条約【ILO第156号条約】

国連の機関である ILO (国際労働機関)が、昭和56年(1981年)に採択した条約。日本は平成4年(1992年)育児休業法を法制化し、平成7年(1995年)6月に批准。この条約は、女子差別撤廃条約が、家族的責任を男女が担うことを基本的な考え方としていることを、雇用の場で具体化した条約といえる。

## 国際婦人年

昭和47年(1972年)の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年(1975年)を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

## 国連婦人の10年

昭和50年(1975年)の第30回国連総会において、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年―平等・発

展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の10年」の中間に当たる昭和55年(1980年)には、デンマークのコペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)には、ケニアのナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

## 国連女性の地位委員会

国連が女性の地位向上に取り組む上で中核的な役割を果たしている委員会であり、国連の一組織として昭和21年(1946年)に設置された。政治、市民、社会、教育等における女性の地位向上について、国連経済社会理事会に対して勧告や報告、提案等を行う。旧称は「国連婦人の地位委員会」。

## 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、 男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

## さ行

## ジェンダー (Gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが平成17年(2005年)から毎年発表している各国の男女格差を示す指数のことをいう。

この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の 4つの分野のデータから作成され、Oが完全不平等、 1が完全平等を示している。

令和4年(2022年)の日本の総合スコアは 0.650、順位は146か国中116位(前回は156か国 中120位)であり、先進国の中で最低レベル、 アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より 低い結果となった。

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章

平成19年(2007年)12月、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる官民トップ会議において策定。新たな視点や取組を盛り込み、

平成22年(2010年)6月に政労使トップによる新たな合意が結ばれた。

「憲章」においては、ワーク・ライフ・バランス が実現した目指すべき社会の姿として、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を挙げ、取組に当たっては国や地方公共団体の支援が重要であると述べている。

## 仕事と生活の調和推進のための行動指針

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と併せて策定された行動指針。「憲章」で示された「仕事と生活の調和が実現した社会」を目指し、企業、働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体施策の方針を定めたものである。政策によって一定の影響を及ぼすことができる14の項目について、平成32年(2020年)の目標値を設定している。

## 次世代育成支援対策推進法

政府の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。平成17年度(2005年度)から10年間の時限立法であったが、10年間延長され、有効期限が平成37年(2025年)3月末までとなった。国、地方公共団体、従業員数が101人以上の企業は、次世代育成支援対策に関する目標や目標達成のために講じる対策・時期などを設定した行動計画を作成し、計画に基づいた取組を実施することが義務付けられている

## 女性困りごと相談室

新座市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市 民が性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進 を阻害する要因によって人権を侵害された場合の相 談窓口として、平成12年(2000年)10月に市役 所内に設置した。様々な相談を受け入れ、内容に応 じ、関係各課と連携していた。

令和3年度(2021年度)末に閉室し、現在は福祉相談室において、相談を受け付けている。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律【女性活躍推進法】

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした法律。平成28年度(2016年度)から10年間の時限立法である。国、地方公共団体、従業員数が301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられており、令和4年の一部改正では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されている。

## 性的マイノリティ

性的指向の少数者のことをいう。LGBTQ (「L」=レズビアン、「G」=ゲイ、「B」=バイセクシュアル、「T」=トランスジェンダー、 「Q」=クエスチョニング)などがある。

## 性と生殖に関する健康と権利【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】

## (Reproductive Health/Rights)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔及び出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 世界女性会議

昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、5~10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議である。第1回(国際婦人年女性会議)は昭和50年(1975年)にメキシコのメキシコシティで、第2回(「国連婦人の10年」中間年世界会議)は昭和55年(1980年)にデンマークのコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議)は昭和60年(1985年)にケニアのナイロビで、第4回世界女性会議は平成7年(1995年)に中国の北京で開催された。

## セクシュアル・ハラスメント【セクハラ】 (Sexual Harassment)

相手の意に反する性的な言動による嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的 うわさの流布等の行為がある。

## た行

## 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 【パートタイム労働法】

短時間労働者(パートタイム労働者)の福祉の増進を図ることを目的として、平成5年(1993年)に成立・施行された。事業主は短時間労働者に労働条件を明示すること、通常の労働者との均衡を考慮した処遇・労働条件を確保すること、常時10人以上の労働者を使用する事業主は、短時間労働者に適用される就業規則を整備することなど、雇用管理の改善等のための措置について定めている。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を 定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務 を明らかにするとともに、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の基本となる事項を定 めることにより、男女共同参画社会の形成を総 合的かつ計画的に推進することを目的として、 平成11年(1999年)に公布、施行された。

## 男女共同参画情報紙「For You」

男女共同参画に関する諸情報を幅広く市民に提供し、男女共同参画に対する市民の認識と理解を深めることを目的として、平成7年(1995年)に創刊した情報紙。

## 男女共同参画推進プラザ

平成14年(2002年)2月1日、男女共同参画推進のための拠点施設として、生涯学習センターとの複合施設「にいざほっとぷらざ」内に開設した。男女共同参画に関する図書、情報誌等を閲覧できる情報交流コーナーを設け、情報発信を行うとともに、講座・講演会など様々な催しを開催したが、令和2年度(2020年度)末に閉館した。

## 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称で、募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。

平成28年3月31日に一部改正され、平成29年1月1日施行された改正男女雇用機会均等法では、上司・同僚が職場において、妊娠・出産等に関する言動により就業環境を害する行為をすることがないよう、事業主に対し、防止対策の措置義務が新設された。

## ドメスティック・バイオレンス

### (Domestic Violence/DV)

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナ又は パートナーであった人から振るわれる暴力のこと。 身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力、 生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強 要する性的暴力等も含まれる。

## な行

## 2020年30%目標

「社会のあらゆる分野において、2020年まで に指導的地位に女性が占める割合が、少なくと も30%程度になるよう期待する」という政府 の目標。平成15年6月男女共同参画推進本部 において決定された。

## は行

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律【DV防止法】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶 者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図る ことを目的としている。

平成25年(2013年)の一部改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

## パワー・ハラスメント【パワハラ】

## (Power Harassment)

権力や地位・立場を利用した嫌がらせのこと。職務上の上下関係・権力関係等を背景にして、本来の業務等の範疇を超えて人格と尊厳を傷つける言動を行い、働く環境などを悪化させる行為をいう。

## 北京宣言及び行動綱領

平成7年(1995年)に中国・北京で開催された第4回世界女性会議(北京会議)において採択され、21世紀に向けて各国の女性政策の指針を示したものである。行動綱領では、優先すべき12の重大問題として「女性に対する暴力」や「女性の健康」などを挙げており、この綱領に基づき、国は「男女共同参画2000年プラン」を策定、平成12年(2000年)までに達成すべき目標と施策を掲げた。

# ポジティブ・アクション【積極的に格差を是正する措置】(Positive Action)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。具体的には、委員会・審議会等における女性委員の登用のための目標値の設定や、雇用における女性の採用・登用の促進等が挙げられる。

## ま行

## マタニティ・ハラスメント【マタハラ】

## (Maternity Harassment)

職場において妊娠・出産した人に対して行われる 精神的・肉体的な嫌がらせを指す。

## 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ 環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざ みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

## メディア・リテラシー (Media Literacy)

インターネットやテレビ、新聞などのメディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## ら行

## 労働基準法

労働者の生存権を保障するために、労働契約・賃金・労働時間・休日及び年次有給休暇・災害補償・就業規則など、労働条件の基準を定めた法律である。昭和22年(1947年)に施行された。

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律【労働者派遣法】

派遣労働者の保護を目的に定められた法律であり、昭和61年(1986年)に施行された。

## 労働力率

人口(日本では15歳以上)に対する労働力人口の比率のこと。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示すものである。

## わ行

## ワーク・ライフ・バランス【仕事と生活の調和】 (Work Life Balance)

仕事と生活の一方のみを優先するのではなく、 双方を両立し、仕事と生活が調和したバランスのよい状態のこと。男女共同参画社会を実現するための 必須条件であり、少子化が進む中で、仕事と子育て の両立を図る仕組みとして認識されている。

## 第4次にいざ男女共同参画プラン 【令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)】

令和5年(2023年)3月発行

発行 新座市

編集 新座市総務部人権推進室

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

Tel 048-477-1513 (直通)

URL http://www.city.niiza.lg.jp/